

入札参加有資格者に係る市内業者認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、荒尾市に競争入札の参加申請をし、建設工事等入札参加有資格者について、市内業者として認定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の(1)から(2)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(2)までに定めるところによるものとする。

(1) 常時契約を締結する営業所 見積り、入札、契約書作成その他の契約の締結に係る一連の手続を実際に行う営業所をいう。

(2) 市内業者 荒尾市競争入札参加資格名簿に登録されている者(以下「登録業者」という。)のうち、常時契約を締結する営業所として本店その他の主たる営業所(以下「本店等」という。)を市内に有する登録業者をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者は、本店等において、市と契約締結を完結できなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市内業者と認定するに当たって必要な要件は、次に掲げるものとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

(2) 事務所に営業活動を行う人的配置がされ、かつ、責任者が存在し、当該責任者が週に3日以上又は30時間以上勤務していること。

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること。ただし、常時不在転送電話になっている状態、単なる取次のための人員配置などは認めない。

(4) 事務所の所在を明らかにする看板や表札を常設している。

(5) 請負契約等に使用する帳簿類、印鑑等が常備されていること。

(6) 事務等を執り行える事務器(机、椅子等)や事務用機器(電話、ファックス等の通信機器、複写機等)が具備されていること。

(7) 事務所の不在状態が頻繁になっていないこと。

(8) 事務所の機能が、単なる事務連絡所、工事事務所、作業所等になっていないこと。

(9) 事務所、代表者に市税の滞納がないこと。

(実態調査)

第4条 市長は、第3条第2項の認定要件を満たしていることの確認のため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。この場合において、当該実態調査に協力しない登録業者及び市の指導に従わない登録業者は、当該要件を満たしていないものとする。

2 荒尾市入札参加審査申請書の内容と現状の内容の照合を行うこととし、次に掲げる事項について実態調査を行うものとする。

- (1) 本店等の所在地
- (2) 本店等の所在を明らかにした看板や表札の設置の有無
- (3) 本店等の設置形態（自己保有又は自己保有以外の場合、賃貸借契約等明確な使用権の有無）

を把握するための必要な事項

- (4) 事務器（机、椅子等）、事務用機器（電話、ファックス、複写機等）の設置状況
- (5) 連絡手段の状況
- (6) 従業員の雇用及び配置状況
- (7) 代表者の勤務状況
- (8) 技術者の資格及びその恒常的な雇用関係
- (9) 本店等の従業員（技術者）の名簿
- (10) 本店等の従業員（技術者）に係る勤務簿又はタイムカード等
- (11) 本店等の活動（電気・水道の検針票、電話・ファックスの請求書等）の状況
- (12) その他営業活動の実態を把握するための必要な事項

3 実態調査は、調査員が現場の確認、聴取を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求め、現況等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする。

4 実態調査の結果、改善を要すると認めた登録業者に対して実態調査の結果を通知するものとし、改善結果を文書により報告を求めるものとする。

5 前項により、改善結果に係る報告が提出された場合、再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。軽易なものは、この限りではない。

(実効性の確保)

第5条 実態調査の結果、法令に違反する疑いがある場合は、許可権者等へ照会し、又は通報するものとする。

2 実態調査の妨害等ある場合、警察と密接な連携をとるとともに、水道、ガス等その他の関連企業に協力を求めることができることとする。

(その他)

第6条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年11月1日に公表し、平成30年1月1日以降荒尾市に競争入札の参加申請をする者から適用する。